

# 働く人の法律基礎知識

## 1 労働条件の明示

労働基準法第15条第1項には、「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。」と規定されています。以下の(1)～(5)は、使用者が労働契約の際に原則として書面(メールやSNSでも可。但し、出力して書面作成できるもの)で明示しなければならない事項です。また、(6)～(13)も定めがある場合には、明示しなければならない事項(ただし、口頭でも可)となっています。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
  - ・ 契約更新の有無
  - ・ 更新の判断基準
  - ・ 更新上限の有無と内容
  - ・ 無期転換申込機会
  - ・ 無期転換後の労働条件
- (2) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項  
就業場所・業務の変更の範囲(将来の配置転換などによって変わりうる就業場所・業務の範囲)
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時点転換に関する事項
- (4) 賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払の時期、並びに昇給に関する事項
- (5) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
- (6) 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払いの方法並びに退職手当の支払いの時期に関する事項
- (7) 臨時に支払われる賃金(退職手当を除く。)、賞与及びこれらに準ずる賃金並びに最低賃金額に関する事項
- (8) 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
- (9) 安全及び衛生に関する事項
- (10) 職業訓練に関する事項
- (11) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- (12) 表彰及び制裁に関する事項
- (13) 休職に関する事項

※福祉人材センターやハローワークの「求人票」は、労働条件を明示する書類には該当しませんので、「労働条件通知書」やそれに準ずるものを必ず交付してもらいましょう。

※ただし、短時間労働者については、昇給、退職手当、賞与について、書面でも明示が義務づけられています。

※有期労働契約が更新されて、通算契約期間が5年を超える場合、労働者が現在の契約満了日までに申込みをすると期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できます。無期転換後の労働条件は原則として申込時と同一の労働条件です。

## 2 年次有給休暇

「労働義務のある日」に、労働者の希望により有給で休めるのが有給休暇です。労働基準法第39条第1項では「使用者は、その雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した有給休暇を与えなければならない。」とされています。パートタイマーやアルバイトでも週30時間以上の労働をしている人は同様に適用されます。また、週4日、週30時間未満、年216日以下の勤務の労働者は、労働日数に比例した有給休暇を取得できます。

なお、2019年4月1日から、有給休暇が年10日以上付与される労働者に対して、年次有給休暇5日間の付与が義務づけられたので、確実に取得しましょう。

### <年次有給休暇の付与日数>

表1 一般の労働者(週の所定労働日数が5日以上又は週の所定労働時間が30時間以上の労働者)

勤続年数	付与日数
0.5年	10日
1.5年	11日
2.5年	12日
3.5年	14日
4.5年	16日
5.5年	18日
6.5年以上	20日

表2 所定労働時間が、週30時間未満で、かつ、週所定労働日数が4日以下または、年間の所定労働日数が216日以下の労働者働者

週所定労働日数	4日	3日	2日	1日
年間所定労働日数	169～216日	121～168日	73～120日	48～72日
0.5年	7日	5日	3日	1日
1.5年	8日	6日	4日	2日
2.5年	9日	6日	4日	2日
3.5年	10日	8日	5日	2日
4.5年	12日	9日	6日	3日
5.5年	13日	10日	6日	3日
6.5年以上	15日	11日	7日	3日

## 3 労働保険

### (1) 雇用保険

雇用保険は、労働者が失業し、働く意思と能力があるにもかかわらず職業に就くことができない場合に、必要な給付を一定期間行って、生活の安定とスムーズな再就職を図ることや、育児や介護をしながら、仕事を続けるための給付などを目的としています。1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上雇用されることが見込まれる場合は、雇用形態に関係なく、被保険者となります。雇用保険による給付には、「基本手当」に代表される求職者給付のほか、「就職促進給付」「教育訓練給付」「雇用継続給付」などがあります。なお、保険料は労使双方で負担します。詳しくは、最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)にお尋ねください。

### (2) 労働者災害補償保険(労災保険)

労災保険では、「業務上の事由」や「通勤」による労働者の負傷、疾病、障がい、死亡等に対し、必要な給付が行われる制度です。労働者を使用する事業者は強制適用のため、パートやアルバイトのみを雇用する場合でも適用されます。なお、保険料は使用者だけが負担します。詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

## 4 社会保険

### (1) 健康保険・介護保険

労災保険とは異なり、労働者の業務外の事由による疾病、負傷、死亡、出産、介護に関して、必要な給付が行われる制度です。また、当該労働者により生計を維持される「被扶養者」(年収130万円未満、65歳以上、障がい者は180万円未満)も対象となります。常時5人以上の労働者を使用する個人事業所もしくは法人の事業所が適用事業所となり、原則として同じ事業所の通常の労働者(正規職員)の所定労働時間・日数のおおむね4分の3以上の労働者(51人以上の法人の場合は、週労働時間20時間以上の労働者)は加入の対象となります。給付は、「医療給付」(現物給付)と「現金給付」に大別されます。健康保険料は労使折半で負担し、介護保険料は40歳以上が負担します。詳しくは、最寄りの年金事務所、又は全国健康保険協会各都道府県支部にお尋ねください。

### (2) 厚生年金保険

労働者の老齢、障がい、死亡について、必要な給付が行われる制度です。老齢、障がいは労働者本人への給付となりますが、死亡の場合には「遺族」が給付対象となります。適用事業所、適用の範囲は健康保険と同様です。一般的に国民年金は、厚生年金に加入することによって、併せて加入がなされるため、別途の手続きは不要です。年金は、「老齢厚生年金」「障害厚生年金・障害手当金」「遺族厚生年金」などに大別されます。保険料は労使折半で負担します。詳しくは、最寄りの年金事務所にお尋ねください。

## 関連機関

番号	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	備考
1	静岡県社会福祉人材センター	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館3F	(054) 271-2110	
2	// 東部支所	410-0801	沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル2F	(055) 952-2942	
3	浜松市福祉人材バンク	432-8035	浜松市中央区成子町140-8 浜松市福祉交流センター1F	(053) 458-9205	
4	下田公共職業安定所	415-8509	下田市4-5-26	(0558) 22-0288	下田市・賀茂郡
5	三島公共職業安定所	411-0033	三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎1F	(055) 980-1300	三島市・伊豆市・伊豆の国市・熱海市・田方郡
6	// 伊東出張所	414-0046	伊東市大原1-5-15	(0557) 37-2605	伊東市
7	沼津公共職業安定所	410-0831	沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎1F	(055) 931-0145	沼津市・裾野市・清水町・長泉町
8	// ハローワーク沼津新卒応援コーナー	410-0831	沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎3F	(055) 918-3712	
9	// 御殿場出張所	412-0039	御殿場市電字水道1111	(0550) 82-0540	御殿場市・小山町
10	富士公共職業安定所	417-8609	富士市南町1-4	(0545) 51-2151	富士市
11	富士宮公共職業安定所	418-0031	富士宮市神田川町14-3	(0544) 26-3128	富士宮市
12	清水公共職業安定所	424-0825	静岡市清水区松原町2-15 清水合同庁舎1F	(054) 351-8609	静岡市清水区
13	静岡公共職業安定所	422-8045	静岡市駿河区西島235-1	(054) 238-8609	静岡市葵区・駿河区
14	// (分室) ハローワークプラザ静岡	420-0853	静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル1F	(054) 250-8609	
15	// 静岡新卒応援ハローワーク	420-0853	静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル1F	(054) 275-0900	
16	焼津公共職業安定所	425-0028	焼津市駅北1-6-22	(054) 628-5155	焼津市・藤枝市
17	島田公共職業安定所	427-8509	島田市本通1-4677-4 島田労働総合庁舎1F	(0547) 36-8609	島田市・川根本町
18	// 榛原出張所	421-0421	牧之原市細江4138-1	(0548) 22-0148	牧之原市・吉田町
19	掛川公共職業安定所	436-0077	掛川市駅前4-4 SKしんきんプラザ2F	(0537) 22-4185	掛川市・菊川市・御前崎市
20	磐田公共職業安定所	438-0086	磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎1F	(0538) 32-6181	磐田市・袋井市・周知郡
21	浜松公共職業安定所	432-8537	浜松市中央区浅田町50-2	(053) 541-8609	浜松市(中央区)・湖西市
22	// ハローワーク浜松アクタタワー庁舎	430-7707	浜松市中央区板屋町111-2 浜松アクタタワー 7F	(053) 457-5160	浜松市(中央区)・湖西市
23	// 浜松新卒応援ハローワーク	430-7707	浜松市中央区板屋町111-2 浜松アクタタワー 7F	(053) 540-0008	
24	// 細江出張所	431-1302	浜松市浜名区細江町広岡312-3	(053) 522-0165	浜松市のうち旧北区
25	// 浜北出張所	434-0037	浜松市浜名区沼269-1	(053) 584-2233	浜松市のうち旧浜北区・天竜区
26	しずおかジョブステーション東部	410-0801	沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル2F	(055) 951-8229	
27	しずおかジョブステーション中部	422-8067	静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3F	(054) 284-0027	
28	しずおかジョブステーション西部	430-0929	浜松市中央区中央1丁目12-1 静岡県浜松総合庁舎	(053) 454-2523	
29	ひとり親サポートセンター 本所	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4F	(054) 254-1191	(公社)静岡県母子寡婦福祉連合会
30	// 東部支所	410-0801	沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル2F	(055) 951-8255	(公社)静岡県母子寡婦福祉連合会
31	// 中部支所	422-8067	静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3F	(054) 284-0008	(公社)静岡県母子寡婦福祉連合会
32	// 西部支所	430-0929	浜松市中央区中央1-12-1 浜松総合庁舎1F	(053) 452-7107	(公社)静岡県母子寡婦福祉連合会
33	静岡県ナースセンター	422-8067	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ3F	(054) 202-1761	
34	// 東部支所	410-0055	沼津市高島本町1-3 静岡県東部総合庁舎別館2F	(055) 920-2088	
35	// 西部支所	430-0929	浜松市中央区中央1-12-1 静岡県浜松総合庁舎10F	(053) 454-4335	
36	静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	(054) 221-2821	
37	静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	(054) 221-2817	
38	静岡U・ターン就職サポートセンター	141-0021	東京都品川区上大崎2-25-2 新目黒東急ビル6F	0800-800-6617	首都圏における学生・社会人のU・ターン就職支援
39	静岡障害者職業センター	420-0851	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル7F	(054) 652-3322	
40	公益財団法人介護労働安定センター静岡支部	420-0837	静岡市葵区日出町2-1 田中産商第一生命共同ビル2F	(054) 252-0222	
41	静岡労働局労働基準部監督課	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3F	(054) 254-6352	
42	(N) 静岡県ボランティア協会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館2F	(054) 255-7357	
43	公益財団法人しずおか健康長寿財団	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4F	(054) 253-4221	
44	静岡県身体障害者福祉会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館5F	(054) 252-7829	
45	公益社団法人静岡県シルバー人材センター連合会	420-0851	静岡市葵区黒金町5-1 静岡県勤労者総合会館4F	(054) 254-7240	
46	一般社団法人静岡県社会福祉士会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4F	(054) 252-9877	
47	一般社団法人静岡県介護福祉士会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4F	(054) 253-0818	